

厚生労働省群馬労働局発表  
令和6年12月26日

報道関係者各位

【照会先】

職業安定部職業安定課	027-210-5105
職業安定課長	時田 明
需給調整事業室長	櫻井 健治
労働基準部監督課	027-896-4735
監督課長	五十嵐勇樹
地方労働基準監察監督官	相澤 敏和
雇用環境・均等室	027-896-4739
雇用環境改善・均等推進監理官	中野 直美
室長補佐(指導)	萩原 秀樹

## 「怪しい求人」、「怪しい業務委託の募集」には応募しないでください！

### ～「闇バイト」は犯罪です！ 年末年始は特にご注意を！～

令和6年12月17日に犯罪対策閣僚会議（内閣総理大臣主宰）が行われ、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」がとりまとめられたところです。

これをふまえ、群馬労働局（局長 上野 康博）では、昨今のSNS等での犯罪実行者（「闇バイト」）の募集に対し注意を促すため、職業安定法に基づく求人等に関する情報及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく募集情報の内容等について、「虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示」が法律で禁止されていることを、学生向け労働法セミナーや管内のハローワーク・労働基準監督署・総合労働相談コーナーの窓口等を通じて呼びかけ・周知しています。

### 労働者の募集広告、業務委託の募集には、「募集主の氏名(名称)・住所・連絡先(電話番号等)・業務内容・就業場所(業務に従事する場所)・賃金(報酬)」の表示が必要です！

※仕事をお探しの方、フリーランスの方、学生のみなさんは、表示がない募集広告には特に気をつけてください！

募集主が求人情報（労働者の募集）、募集情報（業務委託の募集）を掲載する際には、

- ①氏名（名称） ②住所 ③連絡先（電話番号等） ④業務の内容  
⑤就業場所（業務に従事する場所） ⑥賃金（報酬）（6情報）

を記載することとなっています。これらの記載のない募集広告は法令違反となりますので、応募しないよう特に気をつけてください。

### 「闇バイト」は犯罪です！

SNSの投稿から直接募集主に  
応募する場合は注意をしてください

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



【別添資料1】求人企業の皆さまへ SNS等を通じて直接労働者を募集する際には氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金を記載しましょう

【別添資料2】仕事をお探しの方へ 怪しい求人には応募しないでください！

【別添資料3】フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬を記載しましょう

【別添資料4】仕事をお探しのフリーランスの方へ 怪しい業務委託の募集には応募しないでください！

【別添資料5】《警察庁生活安全企画課》SNSなどで求人情報を探している方へ 犯罪実行者募集情報の特徴

【別添資料6】《警察庁・文部科学省・こども家庭庁》10代のみなさんへ それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!

# SNS等を通じて直接労働者を募集する際には 氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・ 賃金を記載しましょう

インターネットやSNSに労働者の募集に関する情報を載せる際は注意してください

## 募集情報提供時の注意点

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

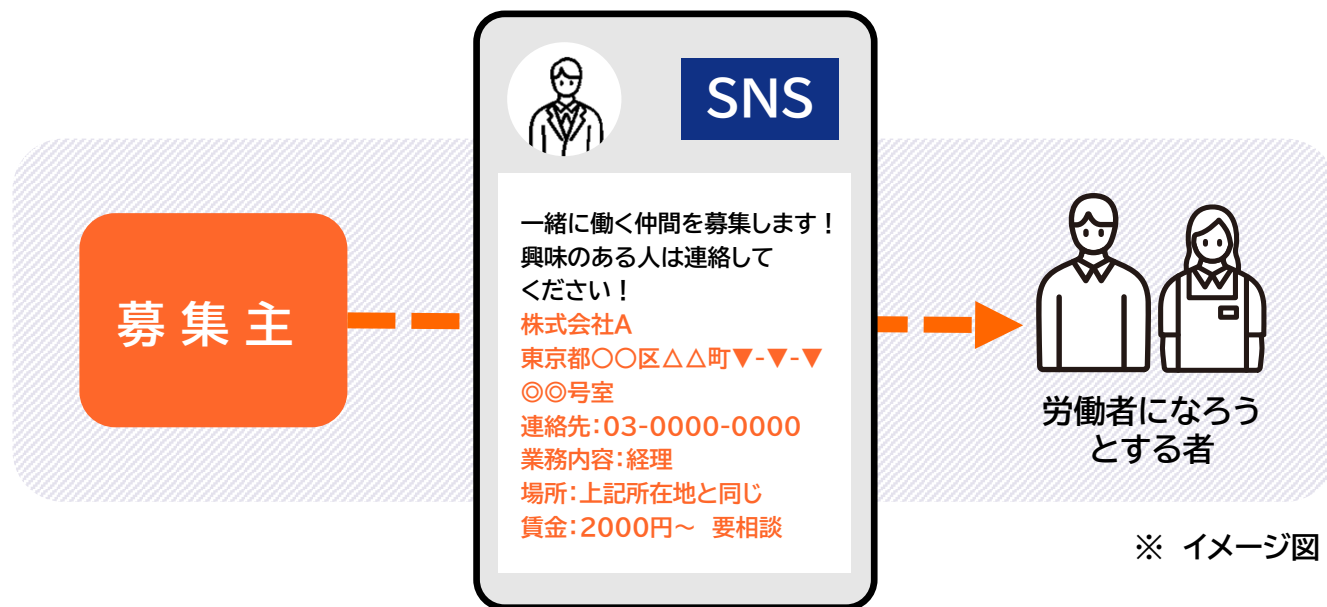
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務内容 ⑤就業場所 ⑥賃金  
(6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等で労働者を募集する際、これらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



## 雇用仲介事業者(職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)を利用する場合

雇用仲介事業者を通じて労働者を募集する場合、求職者から照会があった際には、雇用仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該求職者に回答することとなっており、それを照会先を付して示す場合には、その回答する募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

掲載の可否については、各雇用仲介事業者にお尋ねください。

## Q&A

### Q1.「住所(所在地)」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

労働者になろうとする者が募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

### Q2.「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

募集主は、労働者になろうとする者等に誤解を生じさせないようにする必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

### Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

### Q4. 業務内容、就業場所及び賃金については、職業安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるのと同じように詳細を記載することが求められるのでしょうか。

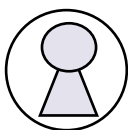
必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見た労働者になろうとする者等が、募集主等について誤解を生じないよう、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があります。

例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給1500円～」とする形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと考えられます。

### Q5. フリーランスの募集についても、6情報の記載が求められるのでしょうか。

フリーランスの募集を広告等により行う場合でも、6情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



高額バイト  
即日入金  
興味のある人は  
DMで



高待遇  
負担なくラクに  
稼げる  
以下のリンクより  
応募



アットホームな  
職場  
圧倒的成長、上を  
目指す人は連絡し  
てください

## お問い合わせ

都道府県労働局

需給調整事業課室



雇用環境・均等部(室)



# 怪しい求人には応募しないでください！

## 「闇バイト」は犯罪です！

いわゆる「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。

「簡単に高収入を得られる」と応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。広告内容とその後の説明が大きく異なるケースも見られます。絶対に手を出さないでください。

## SNSの投稿から直接募集主に応募する場合は注意をしてください

募集主が求人情報を掲載するときに、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をすることは法律で禁止されています。昨今、SNS等で犯罪実行者（「闇バイト」）の募集が行われる事案が見られていますが、その中には、通常の求人情報と誤解をさせるようなものも見受けられます。

こうした誤解を与えないよう、募集主が求人情報を掲載する際には、

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先(電話番号等)
- ④業務内容 ⑤就業場所 ⑥賃金

を記載することとなっています。これらの記載のない募集広告は法令違反となりますので、応募しないよう特に気を付けてください。(労働者の募集だけでなく業務委託の募集も同様です。)

## 相談窓口のご案内

### 「闇バイト」に申し込んでしまった方へ

警察相談ダイヤル#9110または、お近くの警察署までご相談ください。また、都道府県警察本部では少年相談窓口を開設しています。応募の際に顔写真や住所を送ってしまったとしても、勇気を出して警察に相談してください。

### 「闇バイト」情報の投稿を見つけた方へ

警察署または、警察庁が業務委託を行うインターネット・ホットラインセンターまで通報してください。



## 生活にお困りの方へ

「仕事がなくしてどうしたらよいか分からない」「家賃や税金が払えない」など、生活にお困りの方のための支援制度があります。この制度では、就職に向けた支援や、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する仕組みなどがあります。仕事、住まい、家計など暮らしにお悩みの方は、まずお住まいの地域の相談窓口までご相談ください。

お仕事をお探しの方は、お気軽に、お近くのハローワークにご相談ください。全国の豊富な求人情報をもとにした、きめ細かな支援を無料で受けることができます。若者向けのハローワークもありますので、是非、ご相談ください。





## フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には  
**氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に  
従事する場所・報酬**を記載しましょう

インターネットやSNSにフリーランスの募集に関する情報を載せる際は注意してください

### 募集情報提供時の注意点

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

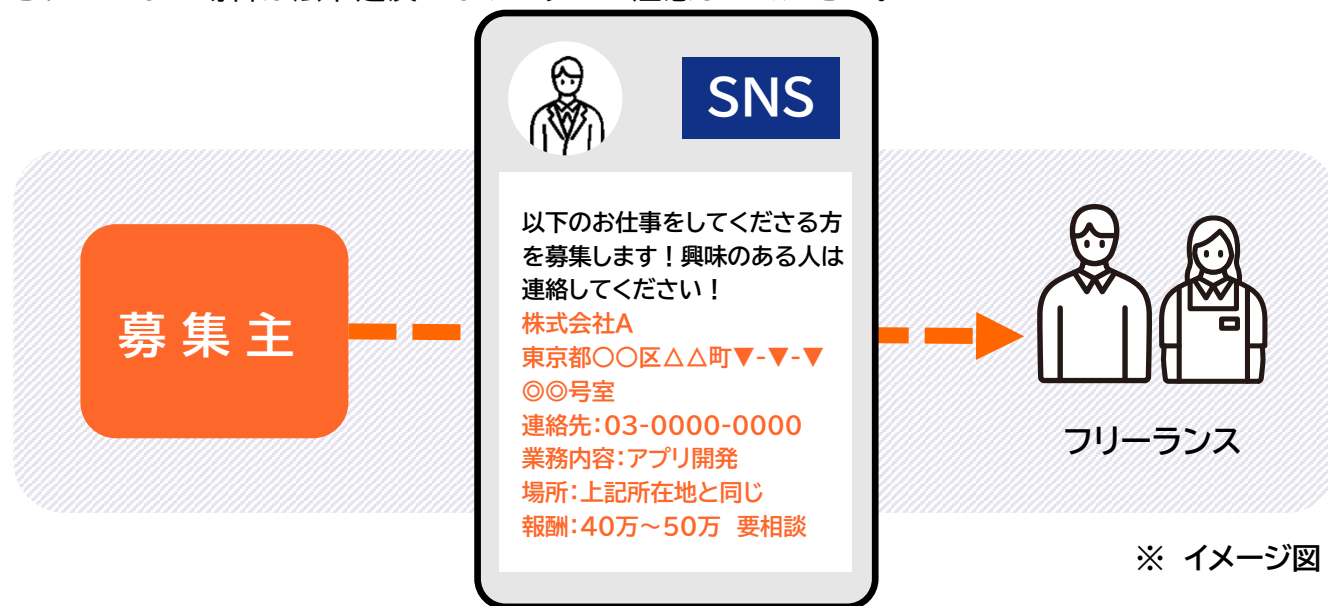
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供するには

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容  
⑤業務に従事する場所 ⑥報酬(6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



### 仲介事業者を利用する場合

発注事業者の皆さまは、仲介事業者(※)を通じてフリーランスの募集を行う場合には、当該仲介事業者に対し、上記①～⑥の事項が掲載されるよう依頼してください。ただし、この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該フリーランスに回答することとなっており、それを照会先を付して示す場合には、募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

(※)実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

## Q&A

### Q1. 「住所(所在地)」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスが募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

### Q2. 「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスに誤解を生じさせないものである必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

### Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクのみでは、そもそも業務委託の募集であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

### Q4. 業務の内容、業務に従事する場所及び報酬については、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条(取引条件の明示)で求められるのと同程度の粒度で記載することが求められるのでしょうか。

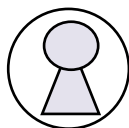
必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見て業務委託を受けようとするフリーランスが、募集主について誤解を生じないように、業務の内容や業務に従事する場所、報酬について記載する必要があります。

例えば、業務の内容について、具体的には成果物の内容又は役務提供の内容や成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲などが考えられますが、募集時に定まっていない場合に「知的財産権の許諾の範囲」を記載せず、成果物の内容(例:〇〇のデザイン、△△のイラスト)を示す形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。また、業務に従事する場所については、複数の候補を示して「応相談」とする形、報酬については、「報酬40万～(要相談)」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。

### Q5. 労働者の募集についても、6情報の記載が求められるのでしょうか。

労働者の募集を広告等により行う場合でも、6情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局需給調整事業課室にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



高額報酬  
即日入金  
興味のある人は  
DMで



高待遇  
負担なくラクに  
稼げる以下の  
リンクより応募



圧倒的成長、上を  
目指す人は連絡し  
てください

## お問い合わせ

都道府県労働局

雇用環境・均等部(室)



需給調整事業課室



仕事をお探しのフリーランスの方へ

# 怪しい業務委託の募集には 応募しないでください！

## 「闇バイト」は犯罪です！

いわゆる「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。

「簡単に高収入を得られる」と応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。広告内容とその後の説明が大きく異なるケースも見られます。絶対に手を出さないでください。

## SNSの投稿から直接募集主に応募する場合は注意をしてください

募集主がフリーランスの募集情報を掲載するときに、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をすることは法律で禁止されています。昨今、SNS等で犯罪実行者（「闇バイト」）の募集が行われる事案が見られていますが、その中には、通常の募集情報と誤解をさせるようなものも見受けられます。

こうした誤解を与えないよう、募集主が募集情報を掲載する際には、

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先(電話番号等)
- ④業務の内容 ⑤業務に従事する場所 ⑥報酬

を記載することとなっています。これらの記載のない募集広告は法令違反となりますので、応募しないよう特に気を付けてください。(業務委託の募集だけでなく労働者の募集も同様です。)

## 相談窓口のご案内

### 「闇バイト」に申し込んでしまった方へ

警察相談ダイヤル#9110または、お近くの警察署までご相談ください。また、都道府県警察本部では少年相談窓口を開設しています。応募の際に顔写真や住所を送ってしまったとしても、勇気を出して警察に相談してください。

### 「闇バイト」情報の投稿を見つけた方へ

警察署または、警察庁が業務委託を行うインターネット・ホットラインセンターまで通報してください。



## 生活にお困りの方へ

「仕事がなくてどうしたらよいか分からない」「家賃や税金が払えない」など、生活にお困りの方のための支援制度があります。この制度では、就職に向けた支援や、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する仕組みなどがあります。仕事、住まい、家計など暮らしにお悩みの方は、まずお住まいの地域の相談窓口までご相談ください。

お仕事をお探しの方は、お気軽に、お近くのハローワークにご相談ください。専門の相談員による支援を無料で受けることができます。若い方向けのハローワークもありますので、是非、ご相談ください。

自立相談支援機関 相談窓口一覧



全国のハローワーク一覧





## SNSなどで求人情報を探している方へ

令和6年10月25日  
警察庁生活安全企画課

### 犯罪実行者募集情報の特徴

犯罪実行者の募集は、通常のアルバイト募集のように見えても、2つの大きな特徴があります。それは、

- X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する
- シグナルやテレグラムといった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する

というものです。この種の求人には応募しないとの意識を社会全体で共有することが重要です。

本年8月以降、首都圏で相次ぐ凶悪な強盗等事件において検挙された被疑者が応募したと思われる犯罪実行者募集情報には、具体的には以下の特徴があります。これらを参考にして、そのような特徴を有する求人情報には応募しないように注意してください。

#### 1. 犯罪実行者募集の具体的事例

- 「即日バイト」「高額バイト」と検索したところ、「高額案件、タクシー業務、書類運搬、受け取り、日給5万円から」といった募集投稿を見つけた
- 「即日払いのバイトがあります」との投稿を見つけ、コメントしたところ、「DMください」との反応があった
- 「案件」と検索したところ、「ホワイトな高額案件あります」との募集投稿を見つけた
- おすすめに表示された「深夜に人を運んでください」「報酬5万円」との募集投稿を見つけてDMを送った
- 打ち子（パチンコの代打ち）のバイトの募集を見つけ、DMを送った
- 「お金配りますよ」と投稿しているアカウントにDMを送った
- 「即日即金」と検索したところ、「即金5万円」「運びの仕事」といった募集投稿を見つけ応募した



- 「要 普通免許、簡単な運びの仕事、ホワイトな仕事、高収入」等の広告を見て登録した
- 「送迎」案件のバイトに応募した
- 短期間で稼げるアルバイトを探し、「ホワイト案件」との募集文言を見て応募した
- 「短期間で高収入」との募集文言を見て応募した
- 「高額収入の引越しバイトの募集」と題した「本日稼働可能!」「預けた荷物をロッカー」「20万～都内某所」「闇バイト×」等の記載があるDMに返信した
- XでのDMのやりとりを経て、シグナルに誘導された

## 2. 浮かび上がる犯罪実行者募集情報の特徴

- 使用されたSNS：大部分がX（旧 Twitter）
- 報酬額：高額であることを強調する文言が多い（「高収入」「日給5万円から」等）
- 報酬支払い：即日に支払われることを強調する文言が多い（「即日払い」「即日即金」「お金配りますよ」等）
- 業務内容：人又は物の運搬や荷物の受取りなど簡単な仕事であることを強調する文言が多い（「運びの仕事」「ドライバー」「送迎」「書類運搬」「荷物を運ぶ仕事」等）
- 業務の性質：違法ではないことや、楽で簡単な仕事であることを強調する文言が使われることもある（「ホワイト案件」「ホワイトバイト」「簡単」等）
- 募集条件：即座に参加できること（「本日稼働可能」等）、また運搬等の業務に対応できること（「要普通免許」等）を条件としている場合もある
- 通信手段：Xでのやりとりから、匿名性の高いアプリ（シグナル）に誘導されることが多い

## 3. 今、犯罪に加担しようとしている方へ

たとえ、自身や家族が脅迫されていても、強盗は凶悪な犯罪です。犯罪に加担する前に、勇気を持って抜け出し、すぐに警察に相談してください。警察は確実に保護しますので、安心してください。



犯罪に加担しようとしている方へ

# それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!

**SNS**で「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。

**大金**がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

**少年**であっても、このような犯罪に加われば、必ず捕まります!!  
厳しく処罰されます!!  
「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。

## CASE 1 楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

ふんふん 楽に稼げよう  
いいじゃん

**たくさん稼げる！  
簡単な仕事**  
☆初心者大歓迎☆

- 今後はシグナル、テレグラムで連絡いたします♪
- 身分証明書の写真を送ってください♪

応募

強盗をやれ。お前の住所は分かっている。逃げたら家族がどうなるか分かるよな。

ええ!? そんなのやりたくない  
でも断ったら家族に危険がどうしよう!!

後日…

**凶悪な犯罪者として逮捕!**

やってしまった

ママ…

強盗致傷罪で無期又は6年以上の懲役!

**警察が守ります!!**

身近な大人に相談した



CASE 2

お金に困っていたし、危険じゃなさそうだったから…



CASE 3

仲間や先輩に誘われて、つい断りきれず…



犯行を指示している人に住所や名前を知られていても、

警察はあなたやあなたの家族を絶対に守ります!!

犯罪に加わる前に、勇気を持って周りの信頼できる大人や、近くの警察に相談してください。

一人で悩まないで！ まず相談！



「これは犯罪なの？」と悩んでいたら  
警察相談専用電話  
#9110



犯罪等で困っていたら  
各都道府県警察本部  
少年相談窓口

厚生労働省群馬労働局発表  
令和6年10月29日

報道関係者 各位

**【照会先】**

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 五十嵐勇樹

地方労働基準監察監督官 相澤 敏和

( 電 話 ) 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 5

**「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を****労働基準監督署に設置します**

～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～

厚生労働省群馬労働局（局長 上野康博）は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、県内の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置します。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

群馬労働局は、このたびの取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めます。

※ なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、内容が取引の適正化に関するものについては公正取引委員会または中小企業庁になります。

**【取り組み概要】****■ 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します**

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（別添参照）

**■ 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います**

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集<sup>（※1）</sup>を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告<sup>（※2）</sup>として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

（※1） <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

（※2）労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てることをいいます。





# あなたの働き方をチェックしてみましょう

## ～その働き方、「労働者」ではないですか？～

※ 「フリーランス」とは、業務委託(請負契約または委任契約・準委任契約)により、仕事の依頼を受けた個人(法人化した者も含む)のことをいいます。

働き方が多様化する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

「労働者」に該当するかどうかの基準は以下のとおりです。

「働き方の自己診断チェックリスト」(裏面参照)を活用しながら、ご自身の働き方をチェックしてみましょう。

## 労働者とは

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定しています。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、以下の2つの基準(使用従属性)で判断されます。

- ① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ② 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

## 労働者性の判断基準

### 1. 「使用従属性」に関する判断基準

#### (1) 「指揮監督下の労働」であること

- ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- イ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ウ 拘束性の有無
- エ 代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)

#### (2) 「報酬の労務対償性」があること

### 2. 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他

# 働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック☑を入れてください。  
不明の場合は、空欄のままで結構です。

チェックポイント1 依頼に対する諾否	
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか	A 自分に断る自由がある
	B 自分に断る自由はない
チェックポイント2 指揮監督	
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか	A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
	B 毎日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
チェックポイント3 拘束性	
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか	A 基本的には自分で決められる
	B 委託事業者から具体的に決められている
チェックポイント4 代替性	
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか	A 代役を立てることも認められている
	B 代役を立てることは認められていない
チェックポイント5 報酬の労務対償性	
あなたの報酬はどのように決められていますか	A 受注した仕事の出来高見合い
	B 日や時間あたりいくらで決まっている
チェックポイント6 資機材等の負担	
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか	A 自分で用意している
	B 委託事業者が用意している
チェックポイント7 報酬の額	
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか	A 正規従業員よりも高額である
	B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
チェックポイント8 専属性	
他の仕事に従事することは可能ですか	A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる
	B 実質的に他の委託事業者の仕事制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を**否定**する方向に働く事情となる

チェックリストのBに該当する場合、労働者性を**肯定**する方向に働く事情となる